

K-Report

2015年6月1日発行
第5巻 第6号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 違法な長時間労働を繰り返している企業 に対する指導・公表について

厚生労働省は平成27年5月18日に平成27年度臨時全国労働局長会議を開催し、いわゆる「ブラック企業」対策として、違法な長時間労働を繰り返している企業に対する指導・公表についてその方針を固め、即日から実施する事を発表しました。

指導・公表の対象とされる基準は次の通りです。

【指導・公表の対象基準】

次のⅠ及びⅡのいずれにも当てはまる場合が対象となります。

Ⅰ 「社会的に影響力の大きい企業」であること。

⇒ 『複数の都道府県に事業場を有している企業』であって『中小企業に該当しないもの(※1)』であること。

Ⅱ 「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ、このような実態が「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」こと。

1. 「違法な長時間労働」について

⇒ ①労働時間、休日、割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、②1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること。

2. 「相当数の労働者」について

⇒ 1箇所の事業場において、10人以上の労働者又は当該事業場の4分の1以上の労働者において、「違法な長時間労働」が認められること。

3. 「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」について

⇒ 概ね1年程度の期間に3箇所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること。

(※1)

中小企業基本法に規定する中小企業者に該当しない企業

2. 労務管理の基礎知識

■ 労働条件の明示

労働条件には、賃金や労働時間など数多くものがありますが、いずれも大切なものだけに、使用者は労働契約を締結する際に、労働者に労働条件を明示しなければなりません。（労働基準法第15条）

【明示しなければならない労働条件の範囲】 ※①～⑤は書面での明示が必要

- ・ 有期労働契約を締結する場合は『契約更新の有無』、『更新をする場合は、その判断基準』の明示も必要です。
- ・ パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者）の雇入れにあたっては、『昇給の有無』、『退職手当の有無』、『賞与の有無』、『相談窓口』についても文書により明示・交付する義務があります。（パートタイム労働法第6条）

明示が必須	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働契約の期間に関する事項 ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ④ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑥ 昇給に関する事項
制度を設ける場合は明示が必要	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに支払の時期に関する事項 ⑧ 臨時の賃金、賞与及び最低賃金額に関する事項 ⑨ 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項 ⑩ 安全及び衛生に関する事項 ⑪ 職業訓練に関する事項 ⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑬ 表彰及び制裁に関する事項 ⑭ 休職に関する事項

労使双方が労働条件を確認しておくことは、労使トラブルの未然防止にもつながりますので、書面交付が必須では無い項目も出来るだけ書面で交付する方が望ましいです。

3. 所長コラム

■ フィリピン経済事情

フィリピンはマニラに三泊、カジノとフィリピンパブに毎晩通う何とも不健全な旅行。昼間は釣りとショッピング。

今、フィリピンの学校は夏休み、ショッピングモールには親子で食事や買い物を楽しむ客があふれている。

小学5年生2人のフィリピーノに船で小島へ案内され釣りを始める。釣りには、根掛かり・お祭りなどトラブルが付きものですが、例えば針が根（海底の岩など）に引っかかった時など、彼達が底に潜りトラブルを解消してくれる、そのほかエサ付け、荷物運びなど5時間絶え間なく働く。この日のバイト料は2人で200フィリピンペソ（PHP）＝538円。ちなみにフィリピンの月給平均は販売員6,351PHP＝17,084円、郵便配達員8,448PHP＝22,725円、客室乗務員12,530PHP＝33,705円です。彼達のバイト料は高い？安い？彼達は半分の50PHP＝134円をママに渡すそうです。（換算レートは2015年5月18日現在）

